

日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅（併用住宅、共同住宅及び長屋を含む。以下同じ。）への不法侵入による盗難被害等を未然に防止するため、住宅の設備に係る防犯対策工事を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防犯対策工事とは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	摘 要
軽微な取付工事	(1) 次の工事のうち、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が定める「防犯建物部品」（以下C Pマーク認定製品という。）を使用する工事 ア ドア 錠の取付け、交換等 イ 窓 助成錠の取付け、防犯フィルムの取付け等 (2) 防犯ライトの取付け、防犯アラームの取付け等、防犯の機能性を高めるための工事
防犯改修工事	(1) 次の工事のうち、C Pマーク認定製品を使用する工事 ア ドア 玄関ドア等の取替え イ 窓 窓（防犯ガラス）等の取替え (2) 防犯カメラの取付け等、防犯の機能性を高めるための工事

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号に該当するものとする（法人を除く。）。

- (1) 市内に存する住宅を所有し、又は賃借（使用貸借含む。）し、自己若しくは賃借人の居住の用に供するために、別に定める登録事業者による防犯対策工事を行う者
- (2) 申請日現在において、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しない者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、その限度額は同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	助成率	助成限度額
軽微な取付工事に要する経費	1／3	10,000円
防犯改修工事に要する経費	1／3	50,000円

2 助成金の交付は、前項の表の区分に掲げる経費ごとに、対象住宅1棟（共同住宅及び長屋にあっては1戸）につき1回とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条に規定する助成金の交付申請は、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添付して行うものとする。

（交付決定及び通知）

第6条 規則第5条の2の規定による助成金の交付の決定は、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の変更及び中止）

第7条 規則第6条第1項の規定による変更及び中止の申請は、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付変更・中止申請書（様式第3号）により行うものとする。

（変更決定の通知）

第8条 規則第6条第4項の規定による変更決定の通知は、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告及び請求書）

第9条 規則第6条の2の規定による実績報告及び規則第8条の規定による助成金の請求は、日立市住宅防犯対策促進事業助成実績報告書兼請求書（様式第5号）に、関係書類を添付して行うものとする。

（額の確定及び助成の実行）

第10条 市長は、前条の請求を適当と認めたときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を行い、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 助成決定者は、防犯対策工事完了日から起算して10年の期間について、正当な理由なく処分（撤去等）してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住 所 〒

氏 名

電 話

日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付申請書

日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業の区分	☐ 1 軽微な取付工事	☐ 2 防犯改修工事
施工内容		
施工費		
助成申請額		
助成申請合計額（①＋②）		
工事対象 住宅	所在地（地番）	
	権利の形態	
	住宅の種類	

☐助成の申請にあたり、以下のことを誓約します。（☐に✓がない場合、申請は無効です。）

☐助成の申請にあたり、以下のことに同意します。（☐に✓がない場合、申請は無効です。）

【裏面へ続きます】

■添付書類

- 1 ☐ 住宅を所有又は賃借していることを確認できる書類の写し
- 2 ☐ 見積書その他工事に要する費用の内訳を確認できる書類
- 3 ☐ 工事前の写真
- 4 ☐ 製品等の規格が分かる書類（カタログ又はパンフレット等）

日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付決定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった住宅防犯対策促進事業について、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

日立市長

印

記

助成金の交付決定額		
事業の区分		
工事の内容		
工事対象 住宅	所在地（地番）	
	権利の形態	
	住宅の種類	
助成金等の交付条件		
助成金交付に係る指示事項		

年 月 日

日立市長 殿

申請者	住 所
	氏 名
	電 話

日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付変更・中止申請書

年 月 日付けで申請した住宅防犯対策促進事業に係る事業計画を変更（中止）したいので、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画変更（中止）の理由

日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付決定変更通知書

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号により通知した住宅防犯対策促進事業について、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付金額を変更したので通知します。

年 月 日

日立市長

印

記

事業の区分		
助成金の 交付決定額	変更前	
	変更後	
助成金の変更理由		
助成の交付条件		
助成金交付に係る指示事項		

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

日立市長 殿

請求者 住 所

氏 名

電 話

日立市住宅防犯対策促進事業実績報告書兼請求書

年 月 日付け日立市指令 第 号により助成金の交付決定の通知を受けた住宅防犯対策促進事業が完了したので、日立市住宅防犯対策促進事業助成金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、助成金の交付を請求します。

記

事 業 の 区 分		
事 業 の 完 了 年 月 日		
助成金	交 付 決 定 額	
	請 求 額	
振 込 先		
添 付 書 類		